

御意見等の概要及び御意見等に対する考え方

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1. 一般的な非営利法人制度	
1 - 1 総則的事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総則的事項、社団形態の法人の各事項、財団形態の法人の各事項、清算、合併、大規模法人における会計監査人の設置義務、雑則等のそれぞれにつき賛成とする意見があった。 	それぞれにつき、相当規定を設けることとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 立法趣旨を規定すべき。 	一般社団・財団法人法案第1条に立法趣旨を規定することとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称使用制限を設けるべき。 	一般社団・財団法人法案第5条から第7条までに名称使用制限に関する規定を設けることとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の法人法制を新制度に統合すべき。 	特別法に基づく他の法人法制については、それぞれの法人の目的や実態に最もふさわしい制度設計となっており、新制度に統合するのは相当ではないと考えます。なお、中間法人制度は、準則主義を採用する、その行う事業の公益性の有無に関わらない非営利の社団法人制度であり、新制度に法制上包含される関係に立つのでこれを廃止することとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社団形態の法人と財団形態の法人を設けることにつき賛成・反対の両方の意見があった。 	現行民法上認められている社団形態の法人と財団形態の法人のいずれかを設けないこととする理由はなく、円滑な移行を行う必要があることから、両方の形態の法人を設けることとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡便な法人の設立を認めることにつき賛成・反対の両方の意見があった。 	法人格取得の機会を拡大することによって、人々の自由な活動を促進し、また、財産の社会的な活用を促進するという観点からは、簡便な設立を認めるのが相当です。法人格の濫用のおそれについては、下記のような濫用防止制度によって対処しております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人制度の濫用防止を図る制度を設けるべき。 	法人制度の濫用防止の観点から、休眠法人整理の制度や裁判所による解散命令の制度を設けることとしました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業譲渡した法人の競業禁止につき、規定は置くべきでないという意見と商法同様の規律にすべきという意見があった。 	商人である一般社団・財団法人については、商法第16条第1項の適用があります。商人でない一般社団・財団法人については、当事者間の契約に委ねるのが相当であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 剰余金、残余財産ともに構成員への分配が行われないものとすべき。 	構成員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、効力を有しないこととしています。
1 - 2 社団形態の法人	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定が特定非営利活動促進法より厳格であるのは不合理。 	設立時や設立後において行政庁による監督がない法人について、その自律的運営を可能とするよう、会社法と同程度の規律を設けるべきであると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立に必要な社員数を増やすべき。 	2人であっても社団性(一定の目的のために結合した人の集合)がありますし、当該法人に必要な社員数については、定款自治に委ねるのが相当であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 設立時社員等の責任を規律すべきでない。 	設立時社員は法人の設立行為を担う者であり、また、設立時理事等は設立後の法人の機関となる者ですので、その責任については、民法等の一般原則によるのではなく、法人の設立根拠法において明確にする規定が必要であると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社員の経費支払義務は法令で定める必要はない。 	定款で社員に賦課できる負担義務(定款変更に反対する社員をも拘束する)を経費の範囲内に限定する意味があり、法律に規定を設ける必要があると考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総代会制度を設けるべき。 	いわゆる総代会制度には様々な形態のものが存在しており、そのいずれかを法定することは相当ではありません。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
・債権者による社員名簿の閲覧請求を認めないことにつき、賛成・反対の両方の意見があった。	株式会社と異なり、一般社団法人は、社員と債権者が利益を奪い合う関係にはないので、社員のプライバシー保護の観点から、社員のみに関覧請求権を認めることとしております。
・理事会等を必置とすべき。	社員数の多少等、法人ごとの事情があることから、理事会設置の要否は、当該法人における定款自治とすることが相当であると考えます。
・理事会の権限を法令で定める必要はない。	理事会を法律上の制度と位置づける場合、その権限規定は必要です。
・公認会計士による監査を受ける法人に対しては会計監査人の設置を不要とすべき。	会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならないこととしています。
・役員 の最長任期（10年）を短くすべき。	御意見を踏まえ、役員 の定款による任期の伸長は認めないこととしました。
・役員 の任期に定款自治を認めるべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	御意見を踏まえ、法定の範囲内での定款自治としました。準則主義の法人制度にあっては、法人運営の民主制を確保する観点から、役員 の任期制を法定する必要があると考えます。
・役員 の再任を認めるべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	再任は可能です。
・役員 の任期を一律にすべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	それぞれの立場の違いから異なる任期を法定しています。
・監事 の任期を2年とすべき、又は、監事 の任期を短縮できるようにすべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	同趣旨の御意見が多数寄せられたことから、これを踏まえ、監事 の任期は4年を原則としますが、定款で定めれば2年までを限度として短縮することも可能としました。
・重要な使用人の選解任は理事長の権限とすべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	理事会制度の趣旨は、法人運営の適正確保のため、業務執行の決定は理事全員で構成する合議体で慎重に決定させるべきというものです。重要な使用人の人選は、業務執行を行う上で重要な事項でありますから、個々の理事の権限とすることは相当でないと考えます。
・理事会への報告義務を設けるべきでない又は軽減すべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	同趣旨の御意見が多数寄せられたことから、これを踏まえ、理事会を設置している法人の業務を執行する理事の理事会への報告義務について、3か月に1回以上行うことを原則としますが、定款で毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上行うとすることも可能としました（4月1日から3月31日までを事業年度とする法人において、3月と6月に理事会を開催する実務慣行も適法となります。）。
・監事 が会計監査もできるようにすべき。	監事は業務監査と会計監査を行うものとしています。
・役員等 の責任の免除につき会社法と同様とすべき、又は、役員 の責任を厳格にすべきでない。	役員等 の責任の免除については会社法とほぼ共通する規定を設けております。また、役員 の責任についてはその責任を明確化する観点から規律するもので、厳格化するものではありません。
・会計基準を設けるべき（財団にも同趣旨の意見あり）。	様々な法人が存在するため、特定の会計基準を義務付けるのではなく、事業に応じて一般的に妥当と認められる会計基準に従うのが妥当と考えます。
・決算公告を義務付けるべきでない。	法人の財務状況を開示することにより、法人運営の適正化及び一般債権者の保護を図る必要があると考えます。
・社団の基金制度につき賛成とする意見と設けるべきでないとする意見があった。	社団形態の法人においては、設立に一定額の財産を必要としないことから、定款により法人の活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図ることを可能とする基金制度を設けることが相当と考えます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> 基金の減額・廃止を認めるべき、又は、返還を定時社員総会に限定すべきでない。 	<p>基金は法人の財産的基礎を形成、維持を図るという性格を持つため、いったん採用した基金制度を廃止することはできません。また、中間法人法の基金制度と同様に基金の減少に関する規定は設けておりません。さらに、基金の返還は法人財産の流出を意味するものであるため、定時社員総会の決議を要するものとしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 代替基金を計上すべきでない。 	<p>代替基金を計上する趣旨は、基金が返還されても、基金の総額が減少しないようすることによって、基金返還請求権者相互の公平な取扱いを実現しようとする点にあります。なお、基金を返還する場合、別途代替基金を計上するための原資を準備する必要はありません。</p>
1 - 3財団形態の法人	
<ul style="list-style-type: none"> 公益性を要件としない財団形態の法人制度の創設に賛成する意見と反対する意見があった。 	<p>法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針に従い、一般財団法人についても登記のみによって設立できるものとしております。濫用の懸念については、財団のガバナンスの強化及び休眠法人の整理の制度や裁判所による解散命令などの濫用防止策を設けております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 財団形態の法人に基金制度を導入すべき。 	<p>社団の場合、設立に一定額の財産を必要としないことから、その財産的基礎を充実させるための選択肢の一つとして基金制度が必要と考えますが、財団の場合、設立時及び存続中に一定額の財産を必要とする法人であることから、基金制度は不要と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 設立時に拠出する財産の額について、規制は不要であるという意見、最低額をもっと高くすべきとする意見、総額が300万円以上である理由を明示すべきという意見があった。 	<p>財団制度の濫用を防ぐ観点から設立時及び存続時の最低保有財産に関する規定を設けております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 従来どおり「寄附行為」の語を使用すべき。 	<p>従来の民法では「寄附行為」の語は、設立行為と根本規則という二重の意味を持っており、わかりにくいとの指摘を踏まえ、一般財団法人の根本規則については「定款」としました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 機関の設置を任意的なものとするべき。 	<p>財団形態については法人格の濫用の懸念の声もあり、一般財団法人の適切な運営の確保のためにガバナンス強化の趣旨で機関設計は任意的なものとはしていません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 評議員会の牽制機能を発揮させるため、評議員会の地位を明確にすべき。 	<p>理事に対する牽制機能を発揮させるために、評議員会の権限を明確に定めております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 評議員会に権限を集中すべきでない。 	<p>評議員会の権限は限定されており(法令に定める事項と定款に定める事項のみで、業務執行の権限はない。)、権限が集中しているわけではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 評議員の選任権限について、評議員会にあるとすべきという意見や理事会にあるとすべきという意見があった。 	<p>評議員の選任方法については、設立者意思を尊重する観点から、設立時の定款で定めることとしております。したがって、定款で評議員の選任権限が評議員会にあると定めることは可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 評議員の議決権の数について、定款による別段の定めを認めるべきでない。 	<p>御指摘を踏まえ、定款による別段の定めは認めないものとしてしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 理事の選任権限は理事会にあるものとするべき。 	<p>業務執行の意思決定機関自らが執行機関の人選を行うことは、恣意的な法人運営を招くおそれがあり適切でないと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 評議員の任期を短縮すべき。 	<p>同趣旨の御意見が多数寄せられたことから、これを踏まえ、評議員の任期については原則4年とし、定款の定めによって6年まで伸長可能としました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 会計監査人の任期が短すぎる。 	<p>任期は1年ですが、任期満了時の定時社員総会で別段の決議がされなければ、再任されたものとみなすものとしています。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ やむをえない事由があるときは、定款の変更ができるようにすべき。 	<p>目的と評議員の選任方法以外は、原則として定款の変更ができることとしています。また、上記の2つの事項については、定款で変更可能と定めている場合及び当該定めがなくとも、所要の要件の下で裁判所の許可を得た場合には、変更可能としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余財産分配禁止を定めた定款は変更不可とすべき。 	<p>定款の定めによって変更の要件を加重することは可能です。</p>
1 - 4 清算	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散事由に「事業の成功の不能」の場合を含めるべき。 	<p>御指摘を踏まえ、「基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能」を一般財団法人の解散事由としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解散時の残余財産は分配禁止とすべき、又は同種の法人若しくは国等に譲渡すべき。 	<p>公益目的に限定されない一般社団法人及び一般財団法人において、債務を完済した後に残存する残余財産の処分について法人の自律的な意思決定に委ねることが相当であると考えます。</p>
1 - 5 合併	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人分割の制度を導入すべき。 	<p>株式や出資の制度がない一般社団・財団法人については、法人分割の制度を設ける実益がありません。</p>
1 - 6 大規模な法人における会計監査人の設置義務	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模法人の基準を下げるべき。 	<p>営利を目的としない一般社団・財団法人について、会社に比べて低い大規模基準を設けることは相当ではありません。</p>
1 - 7 雑則等	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 代表訴訟制度の導入について、賛成・反対の両方の意見があった。 	<p>代表訴訟制度は、一般社団法人の適正なガバナンスの観点から必要であるため、これを設けることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電磁的方法による公告や簡便な公告方法を可能とすべき。 	<p>電磁的方法による公告を可能としています。</p>
2. 公益性を有する法人の認定等に関する制度	
2 - 1 総則的事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主務官庁との過度な結びつきは問題であるが、従来通り主務官庁による認可、監督は残すべきである。 	<p>公益法人の設立許可や指導監督を主務官庁が行う現行制度については、公益性の判断基準が不明確であるなどの指摘がなされてきました。これを踏まえ、新たな判断主体が、できるだけ裁量の余地の少ない客観的で明確な判断要件に基づき、民意を適切に反映した上で公益性を統一的に判断する仕組みに転換することが重要であると、平成16年11月に有識者会議（「公益法人制度改革に関する有識者会議」）による報告がなされたところです。これを踏まえ、主務官庁制を廃して制度の抜本的な改革を行うこととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が、一義的には会員を対象として実施されているものであっても、事業目的・内容と対象者の状況によっては公益的的事业に該当するものがあることを明記すべき 	<p>御指摘のような事業が不特定かつ多数の者の利益の増進につながるか否かは個別具体のケースにより判断されるべきものであり、その判断は、民間の有識者からなる認定等委員会等が適切に行うこととなっております。このため、御指摘の規定をおくことは不要と考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方法人を会員としている全国法人は、地方法人を含め全国的に共通の基準で認定すべきであり、所管行政庁について、全国法人は内閣府、地方法人は都道府県、と区別することに反対する。 	<p>法人が一定の地域に限定した活動を行っているのであれば、より適時適確な認定及び監督を行うため、原則として当該地域を所轄する都道府県知事が所管すべきものと考えられます。一方、全国的な活動を行う法人については、国による所管が適当なものと考えられます。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> 公益法人数の減少を目的とした排除の論理で構成されており実情への理解が不足。実情を理解の上、あくまでも目的は公益増加という観点からの制度改革が必要(数は結果)。 	<p>民間非営利部門による公益的活動の健全な発展を促進することが重要であるという認識の下、公益を目的とする事業を行っている認められ、一定の規律を遵守する一般社団法人及び一般財団法人は、一律に認定を受けられる制度を創設することとしており、「公益法人数の減少を目的」としているとの御指摘はあたらないものと考えております。また、このように入口を拡大した分、公益認定を受けた法人の活動に対して適切な監督を行うことは、公益認定制度の信頼を確保する観点からも重要なことと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 全体的に制約的な取扱いが多く、非営利法人を我が国に根付かせようとする意思が見られない。出来る限り市民の自治にまかせる法律にするべきである。また相変わらず行政の関与が多すぎる。行政改革の趣旨に一致しないと思われる。 	
<ul style="list-style-type: none"> 今回の公益法人改革に当たって公益性を有する法人の認定が適確に行われることが重要である。このため、公益的事業の範囲、委員会の運営等について適切に措置されることが必要と考える。 	<p>御指摘を踏まえ、制度の実施に当たっても適切に対処していくことが重要だと考えております。</p>
2 - 2 認定基準等及び遵守事項	
<ul style="list-style-type: none"> 公益性の判断基準を単に数量的、形態的側面だけに頼るのではなく、内容・背景・経緯等を含めた総合的な判断で行うべきである。 	<p>公益認定は、申請法人が行う公益目的事業の個別具体的内容等に基づいて、認定等委員会等が適切に判断することとしております。事業の公益性の判断に必要と考えられる場合にあっては、御指摘のような要素についても認定等委員会等が適切に判断するものと考えております。</p> <p>なお、公益認定に当たっては、事業に関して許認可等を行う行政機関に対して意見を聴取することとしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 公益性の認定及び監督に当たっては、外形的、形式的な観点ではなく、関係行政機関の意見を十分踏まえながら、あくまで当該法人の事業内容に基づいて判断されるべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> 社員等に特別の利益を与える事業への規制は、社員を対象とした特別な事業や社員に特典をつけて行う活動を制限する可能性があり、不適當である。 	<p>不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事業の促進を目的として税制の優遇等の措置を設けていることにかんがみれば、公益法人が特定の者に特別の利益を与えることは適當ではないと考えております。</p> <p>なお、「特別の利益」の判断については、認定等委員会等が適切に判断することとしており、御指摘の事業や活動が社会通念に照らして問題ない限り、御懸念には及ばないのではないかと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 営利企業と競合する事業であっても、競合の有無と公益性の有無とは異なる問題であり、公益性が認められる場合は公益的事業として認めるべき。 	<p>当該事業が営利企業と競合することをもって公益目的事業として認めないこととはしない形で制度設計を行うこととしております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 会員の無償の労務提供によって公益的事業が行われている場合、当該無償の労務提供相当額を事業費に算入する等の措置を講じてほしい。 事業費の計算式を具体的に示すべき。 	<p>事業費の算定において、ボランティアによる無償の労務提供等の要素についても勘案できるように措置することを考えており、その詳細については引き続き検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 法人の活動は多様であり、公益的事業の比率を画一的に定めるべきではない。 	<p>公益法人は公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであることから、公益目的事業比率が50/100以上であることは必要な要件と考えております。ただし、事業費の算定方法については、現行公益法人の活動の実態等も勘案できるようにすることを考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 同一親族等が理事及び監事に占める割合に係る制限については、評議員にも適用すべきである。 	<p>評議員会は一般社団法人における理事会とは異なり、理事のような業務執行機関ではないことから、評議員に対してこのような規制を設ける必要はないものと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 同一親族等が理事及び監事に占める割合に係る制限については、法人の運営の実態を踏まえ、画一的な制限を設けるべきではない。 	<p>理事及び監事のそれぞれに占める同一親族等の密接な関係を有する者の割合が大きくなると、不特定かつ多数の者の利益を増進するという法人の目的が達成されないおそれがあることから、これらの者が理事及び監事それぞれの総数の1/3を超えないことを認定基準として設けることとしております。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>・「特定企業関係者」について、役員構成に係る制限を設ける必要はないのではないか。</p>	<p>同一親族と同様に、「特定企業関係者」が理事及び監事のそれぞれに占める割合が大きくなると、特定かつ多数の者の利益を増進するという法人の目的が達成されないおそれがあることから、これらの者が理事及び監事それぞれの総数の1/3を超えないことを認定基準として設けることとしております。</p>
<p>・会計監査人設置を義務付ける法人の規模については、法人の運営の実態を踏まえ、できるだけ対象となる法人が限定的となるよう定めるべきである。</p>	<p>事業規模等一定の基準に達しない法人は会計監査人を設置する必要はないこととしております。 なお、当該基準については政令で定めることとし、その内容は、現行公益法人に外部監査を要請している「公益法人の指導監督体制の充実等について」及び現行公益法人の活動実態等を踏まえ今後検討していきたいと考えております。</p>
<p>・公益目的事業を適確に実施するため必要と認められる資産とは何か、具体的に規定していただきたい。</p>	<p>公益法人が行う公益目的事業の内容は多種多様であることから、いかなる財産が当該財産に該当するかについて一律に客観的な基準を設けることは困難であり、各法人が自らの判断で定款等で定めることとなります。</p>
<p>・株式の保有については、法人の運営の実態を踏まえ、リスクの高い資産運用を行う場合を除き、原則認めるべきである。</p>	<p>他の法人の支配による弊害を防止するため、他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有していないものであることを認定基準として設けることとしております。このため、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがないとして政令で定める場合は、その保有が認められることとなります。</p>
<p>・内部留保については、法人の活動形態は様々であると考えられるので、画一的な制限を設けるべきではない。</p>	<p>遊休財産額(公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産の額)を一定以上保有しないことを求めることとしております。 なお、その額は1年分の公益目的事業費等の額とすることとしております。これらの額の計算方法等の詳細については、現行公益法人の活動実態等を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>
<p>・公益目的事業を実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力とは何か、具体的に規定していただきたい。</p>	<p>「経理的基礎及び技術的能力」とは、公益目的事業を適切に実施するのに必要な技術等を有する者がいることや本法の求める会計処理を適切に行う能力を有すること等を考え、その詳細については、現行公益法人の活動実態等を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p>
<p>・「経理的基礎及び技術的能力」については、実績により判断するのではなく、将来の見込みにより判断すべきではないか。</p>	<p>なお、当該要件は、公益認定後に公益目的事業を適切に行うことができるか否かについて判断することとしております。</p>
<p>・社員の資格の得喪に関する規制について、同様の規定がNPO法にもあるが、「不当な条件」の解釈について運用上問題となっている。このような規定は不要である。</p>	<p>社員の資格の得喪に関して不当な条件を付している場合には、法人の最高意思決定機関である社員総会の意思決定が適切に行われぬおそれがあることから、これを防止することが必要と考えております。 なお、不当か否かの判断は、当該条件が当該法人の目的及び事業内容に照らし合理性等が認められるかという観点から、認定等委員会等によって適切に判断されることとなります。</p>
<p>・公益目的事業以外の事業(その他の事業)の収益を当該事業の改善等に使用することを容認すべき。</p>	<p>公益目的事業以外の事業から生じた収益については、その一定の割合を公益目的事業のために使用することを求めることとしておりますが、それ以外の部分についての用途に制限は課さないこととしております。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
・役員報酬については、個人情報保護の観点から、報酬規定と報酬表の公表にとどめるべきである。	個々の理事等に支給される報酬等の具体的な額を公表することを求めるものではなく、報酬等の支給の基準を公表することを求めることとしております。
・帳簿書類の備え置き等について、個人情報保護の観点から問題である。	帳簿書類の備置き及び閲覧は、公益法人の活動を国民一般に知らしめる等の観点から重要と考えていますが、個人情報保護の観点など、正当な理由がある場合には閲覧請求を拒否できることとしております。
・事務所に備え付けるべき帳簿書類として「事業計画」は削除すべきである。	事業計画は、その法人が行う公益を目的とする事業の内容を示す重要な資料であり、その備置き及び閲覧は、寄附者等の資金を拠出する者への情報開示の観点からも必要と考えております。
・名簿を一般に対して謄写させることは、悪意のある第三者による濫用の恐れがあるから反対である。	法人の事務所における開示は閲覧のみとしております。
2 - 3 認定の手續等	
・認定に当たっては専門的知識を必要とするため、関係行政機関の意見を十分に踏まえる必要がある。	公益法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合等には、当該行政機関等の意見を聴くものとしております。
・主務官庁制と同じにならないよう、認定に当たり関係行政機関の長への意見聴取はすべきでない。	公益目的事業は多種多様なため、少なくとも公益法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合等には当該行政機関等の意見を聴くこととすることで、認定の適確さや迅速性を確保できるものと考えております。 なお、行政庁は聴取した内容に拘束されるものではないため、御指摘はあたらないものと考えております。
・認定に当たっては申請する法人からの意見聴取も実施すべきである。	基本的に審査は書面で行いますが、必要に応じて申請者の意見を聴くことも想定しております。
・認定における審査期間を明確にすべきである。	認定審査期間は、認定等委員会等における検討状況、個々の法人の事業内容等により異なることが想定されるため一律に明確にすることは困難であると考えております。
・5年程度の中期中で確認する要件と毎年の報告で確認する要件を区分し、法人の事務の負担を軽減すべき。	公益法人は一般国民からの寄附や税制上の優遇措置を継続的に受けることから、その事業活動が適正に行われていることについても、毎事業年度確認することが適切であると考えております。
・縦覧制度を創設すべきである。	行政庁において、所管公益法人に関する情報について開示することとしております。
・不服申立手続を設ける必要がある。	行政不服審査法に基づく異議申し立ては可能としております。
・認定を受けた法人としての名称を表示できることとするほか登記簿区分上も表示できるようにすべきである。	認定を受けた場合には、「公益社団法人」又は「公益財団法人」の名称変更の定款変更をしたものとみなすこととしており、登記も行われると考えております。
2 - 4 行政庁の監督	
・行政庁による監督は、関係行政機関の知見も加えるべき。	公益法人が事業を行うに当たり法令上行政機関の許認可等を必要とする場合等には、当該行政機関等の意見を聴くことができることとしております。
・監督が行政庁の裁量によることのないよう、その手続きや判断基準を明確に法に書き込むべき。	認定基準等は、可能な限り法律において規定することとしており、監督もこれに即して行うこととなります。
・認定の取り消しは、行政庁単独の判断ではなく、民間有識者による委員会の判断によるべきである。	認定基準等に係る判断は、第一義的には認定等委員会等が行う制度を想定しております。
・市民の眼により事業運営の適正化を図ることを重視し、市民の情報提供を推奨する手続を設けるべき。	原則として毎事業年度提出される事業報告書等に基づき監督を行うこととなりますが、その際には市民の情報提供等も活用させていただくこともあり得ると考えております。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
・公益認定の取消しは、監督する行政庁ではなく、第三者的立場の裁判所が行うべき。	認定取消しについては、客観明確な基準に基づくとともに、原則として認定等委員会等に諮問することとしていること等から、処分の公正さは担保されていると考えております。
・取消しに際して、取消しを受ける法人の申請により、公開で聴聞できるようにすべきである。	認定取消しについては、客観明確な基準に基づくとともに、原則として認定等委員会等に諮問することとしていること、行政手続法に基づき聴聞が行われること等から、処分の公正さは担保されていると考えております。
2 - 5 有識者からなる委員会等	
・委員会には専管の事務局を置き、民間人を多用するべきである。	委員会に事務局を置き、その職員については幅広く検討してまいります。
・委員には公益性判定に専門的内容を理解できる者が加わるべきである。	委員の資格として、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有することを定めるほか、専門委員・部会を置くことができることとするを想定しております。
・有識者による第三者機関が適確かつ正確に公益性を判断できるのか疑問である。	認定基準等は、可能な限り法律において規定することとしており、委員会もこれに基づき判断を行うこととなります。また、必要に応じて関係行政機関等の意見を聴くことができることとするほか、委員の資格として法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有することを定めるほか、専門委員・部会を置くことができることとするを想定しております。従って、御懸念には及ばないのではないかと考えております。
・委員会の機能も単なる諮問機関ではなく「実質的な判断機関」であるべき	認定基準等に係る判断は、第一義的には認定等委員会等が行うような制度を想定しております。
2 - 6 その他	
・所要の税制上の優遇措置を講ずることは事業活動を円滑に進める上で極めて重要である。	税制上の措置が講じられる旨の規定を置くこととしており、新制度の施行までに所要の対応がなされる予定です。
・所要の税制上の措置に関しては、寄附優遇税制を設けること	
・公的機関からの委託料、再委託料に関する資料を窓口へ備え付け閲覧可能とし、それらを全国的に集計・報告し、まとめて公開するよう求める。	公益法人の事務所において計算書類等を閲覧することが原則可能であり、また、公益法人に関する情報についてデータベースを作成し、インターネットで公開できるよう必要な措置を講じる旨を規定しております。
2 - 7 公益的事業	
・公益的事業の例示が少ない。	より詳細な内容については法案にて御確認いただけるものと考えております。
・公益的事業の表現が抽象的。実際の審査においては、社会通念を踏まえて、事業の詳細な実態を精査した上で認定がなされるべき。	個別具体の事業が公益的事業であるか否かについての判断は、法人の事業実態等を踏まえ、民間の有識者からなる認定等委員会等が適切に行うこととなるものと考えております。
・公益的な事業を網羅することは不可能であり、あえて規定することは公益的な事業の範囲を制約することになるので、別表列挙は不要	行政庁間での公益目的事業の判断に統一性を持たせ、申請者の予見可能性を高めるため、公益的な事業を列挙することは必要と考えております。
・別表列挙を行うにあたっては、バスケット・クローズを設けるべき。	なお、列挙にあたっては、社会経済情勢の変化等に対応して、法律で列挙されたもの以外の事業を政令で定めることを可能としております。
3. 現行公益法人等の新制度への移行	
3 - 1 現行公益法人の存続等	
・移行期間中の指導監督基準の見直しを行うべき。	見直しが必要な部分については適宜見直しを行う予定です。
・移行期間が短期間のため、移行期間中の特例民法法人の新法に基づく定款、機関設計等の変更を認め、これらの指導を旧主務官庁に義務付けずべき。	移行期間中に新法に基づく機関等を置くことは可能であり、旧主務官庁の監督は引き続き行われます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
・移行期間中の法人の監督は、行政庁(第三者機関)が行うべき。	新たな行政庁の認定又は認可を受けて公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人に移行するまでの間の元民法法人は、実質的にはまだ民法法人であり、そのような認定又は認可の前段階の法人について、新たな行政庁は監督する立場にないことから、引き続き主務官庁が指導監督を行うこととしています。定款自治の範囲は従来と変更ありません。
・移行期間中の法人の監督は、旧主務官庁と委員会が重複して行うのか。	
・移行期間中は、旧主務官庁が指導監督を行うのではなく、法人の自治において運営すべき。	
・移行の効果(人格の同一性)を規定すべき。	現行の民法法人は、新法の施行日をもって同一の法人格をもって一般社団・財団法人として存続することとしました。自動的に公益社団・財団法人とみなすことについては、現行の公益法人の中には実質的に公益性の薄れたものや営利法人類似のものがあるとの指摘を踏まえて今般の改革を行うものであること、また、公益社団・財団法人への移行を望まない法人もあると考えられることから、新たな公益性の認定基準に適合するかどうかを問わず公益社団・財団法人とみなすことは適当でないと考え、公益社団・財団法人に移行するためには認定の申請を要することとしました。
・現行の公益法人については、自動的に一般的な非営利法人となり、公益性の認定を申請すべき。	
・問題のない現行の公益法人は、自動的に公益認定法人とすべき。	
・公益性のない法人を引き続き公益法人とすることに反対。	
・現行公益法人全てに再申請させることは疑問。	
・特例民法法人について税法上の優遇措置を明確にすべき。	税制上の措置は、税務当局において検討されます。
・新制度及び旧制度における各法人の名称について、明確に判別できる法人名称とすべき。	移行前の元民法法人、公益性の認定を受けた元民法法人、通常的一般社団・財団法人に移行した元民法法人は、それぞれ異なる名称を使用することとなります。
・仮に公益性の認定が得られなかった後、改めて移行の認定の申請を行う必要がないよう、公益性の認定の申請を行った場合は、併せて通常の社団等への移行の認可の申請を行っている制度にすべき。	通常的一般社団・財団法人に移行する場合と公益社団・財団法人に移行する場合とでは法人にとっても機関設計や行いする事業、残余財産の帰属先についての定款の記載等に大きな相違があり、公益社団・財団法人への移行の申請が通常的一般社団・財団法人への移行の申請を兼ねることとなると、法人にとっても不利益が生ずるおそれがあります。したがって、両申請は兼ねることができないこととしました。
・新制度は三制度に大別されているが、明確な相違点がわかりにくく、新制度の複雑感が否めない。	今回の改革では、民間非営利部門の果たすべき役割はますます重要なものとなると考えられることから、その活動を促進し、民間が担う公益活動を促進するため、法人格を登記のみで簡便に取得できることとし、公益性の有無と法人格の取得を切り離すこととしました。これを受けて、一般社団・財団法人法案においては、一般社団・財団法人の設立、組織・運営等に関する規定を設け、公益法人認定法案においては、公益社団・財団法人を認定するための基準等を定め、整備法案においては中間法人法を廃止し、民法その他の関係法律の規定の整備等をするとともに、所要の経過措置を定めています。整備法を独立した法律とすることは法技術上やむを得ないものです。これらの法律案の成立後、新制度の内容を十分御理解いただけるよう周知に努めてまいります。
・こんなに後退した内容になるとは改革をする意味がない。	何をもって「後退」ととらえるかですが、法人格の取得と公益性の判断を分離し、法人格を登記のみで簡便に取得できるようにするとともに、民間有識者からなる委員会の意見に基づき公益性を判断するという仕組みは、民法制定以来の抜本的な改革であって、民間非営利部門の活動の促進につながるものと考えています。
3 - 2 移行期間の設定及び移行期間満了日を経過した特例民法法人の取扱い	
・移行期間が長すぎる。2年か3年とすべき。	現行の民法法人にとって、新制度に対応した役員や評議員を選んだり、認定基準を満たすよう事業内容等を変更するには一定の期間を要すると考えられ、円滑に新制度に移行するためには、5年の経過措置期間が必要と考えます。

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・通常の社団等への移行については準則主義とし、移行認可や解散の制度を導入すべきではない。 	<p>通常の一般社団・財団法人へ移行する際に何らの認可等を要しないこととすると、民法法人であった間に保有していた公益目的のための財産が、私益目的に費消されてしまう可能性があり、これを防ぐためには一定程度の規制が必要です。したがって、移行するに当たり、認可等の手続が必要とされています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・みなし解散は反対。具体的手続が不明。財産の帰属先についても問題。 	<p>また、特例民法法人の制度は5年の時限的措置であり、この期間を超えていわゆる休眠法人を存続させてしまうことは、制度の悪用につながるおそれがあるため、移行期間満了による解散の制度を設けることとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁として一定の基準を設け、移行期間中の申請の提出時期を指定すべき。 	<p>移行の申請時期を行政庁が指定することとするのは、法人の権利の著しい制約となり、不相当と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定法人として認定されないことが判明した後、通常の社団法人等への認可申請を行えるようにすべき。 	<p>御意見のとおり、措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移行の認可は、許可と同様の運用ではなく、本来の認可として運用されるよう留意すべき。 	<p>移行の認可は、現行民法法人の設立許可と異なり、羈束裁量に基づく認可により運用されるべきものです。</p>
<p>3 - 3 特例民法法人に対する新法の適用</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・計算書類等の作成、公告については新法を適用すべき。 	<p>現行の民法法人は、開示方法は異なりますが、新法において求められる以上の情報開示を所管官庁から指導監督上要請されており、特例民法法人である間、つまり旧主務官庁が監督している間は新法を適用せず、現行の指導監督を継続することが適当と考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特例民法法人の登記は、移行期間も新法に基づく登記とみなすよう明記すべき。 	<p>移行するまでの間に限り、従来の登記は新法に基づく登記とみなすこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認定から登記までは、十分な期間を設定されたい。 	<p>従来、登記義務が発生してから登記するまでには、主たる事務所の所在地を管轄する登記所においては2週間、従たる事務所の所在地を管轄する登記所においては3週間の猶予期間がありますが、移行認定を受けた後についても同様とするものです。従前この期間が不当に短期であるとされており、移行の登記にあっては特段問題ないと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・定款の記載、機関設計、計算書類等の公告等は、新法の施行日において新法の規定に従いつつ、行政庁による指導監督の下、順次移行すべき。 	<p>施行日から5年の移行期間は、現行民法法人が新制度に円滑に移行するために設けたものであることから、当該法人が望めば定款、機関等を従来どおりとすることを許容するとともに、新法に基づく機関等を移行前から採用することも可能としています。この間の法人に対する指導監督は、旧制度に基づくものでもあることから、旧主務官庁が行うこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・正味財産がマイナスのため、新法が機械的に運用されると、法人の解散となるので、外郭団体という特殊事情を踏まえ、移行・認定の特例措置を講じてほしい。 	<p>現行の財団法人については、一般社団・財団法人法案第202条第2項の規定(純資産額300万円未満が2事業年度連続した場合の解散事由)は、特例措置として、移行期間内に認定又は認可を受け登記をした日の属する事業年度から適用することとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益性認定申請の場合、純資産額の300万円以上の保有が必要となる理由を明示すべき。 	<p>新制度の概要では、現行財団法人が公益認定を受けて移行する場合は、一般財団法人の設立に類似するものと考えて、純資産額として300万円以上保有していることを公益認定の要件とすることとしていましたが、登記により設立された一般財団法人と許可により設立された特例財団法人とで認定基準を異なるものとする合理的理由がないことから、本件については認定要件から外すこととしました。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・特例社団法人の基本財産は、基金に移行することは可能か。 	<p>新制度では現行の基本財産を取り崩す場合の主務官庁の認可は不要であり、柔軟な運用が可能となります。また、整備法案において一定額以上の基金を保有する義務は課していないため、現行の基本財産を基金に移行させる必要は特段ありません。</p>
<p>3 - 4 特例民法法人から公益認定法人への移行</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益性認定が拒否された場合、移行期間内に一部変更して申請できるようすべき。 	<p>移行期間中は、内容を修正して再申請することは可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現在法人の業務に関して主務官庁の指導監督・協力を受けており、移行後も引き続き主務官庁の指導監督・協力が得られるようにすべき。 	<p>移行後は、行政庁が公益認定に関する事項において法人の監督を行います。移行後法人監督を行う「主務官庁」という概念はなくなります。なお、事業が行政の許認可等に基づく場合は、その許認可等に関する関係は存続します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移行申請の結果については、主務官庁が移行の可否について理由を付して公表すべき。 	<p>公益認定等委員会(都道府県の合議制の機関)が移行の申請を審査してまとめた答申は公表されます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・行政庁に対し、直接公益性の認定を申請できることとすべき。 	<p>新制度の概要では旧主務官庁を経由して申請することとしていましたが、御意見を踏まえ、申請は、新たな行政庁に対し直接行う仕組みとしました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益性認定の申請に関し、旧主務官庁が意見を述べる等の関与できるようにすべき。 	<p>申請法人の定款等が法令に違反していないか等について、行政庁は旧主務官庁の意見を聴くこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間中、公益認定法人への移行を希望する法人に対し、現行の指導監督基準の範囲で、適切な指導等をいただきたい。 	<p>御意見のとおり、特例民法法人である間は、旧主務官庁が従来どおり指導、助言を行うこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認定委員会は、現行公益法人の受益者である人達(団体)の意見を十分に聞いて判断をすべき。 	<p>基本的に審査は書面で行いますが、必要に応じて関係者の意見を聴くことも想定しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現行民法及び「民法法人の設立許可及び指導監督基準」等に基づき設立し、活動している特例民法法人については、公益性を認定することができない要件(消極的要件または欠格要件)のみを示し、これに該当しない場合は、公益性を認定すべき。 	<p>認定基準は、公平の観点から、現行公益法人が移行する場合も、新設された一般社団・財団法人が認定を受ける場合も基本的に同様としています。通常の一般社団・財団法人について予算・計画で審査する事項について、特例民法法人については決算・実績まで付加して審査することは、特例民法法人についてのみ不利な取扱いになりかねないため、基本的には審査対象としないこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・認定審査の際には、法人の実績等についても考慮すべき。 	<p>御意見のとおり、措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定法人への移行は、活動実績等は問わない仕組みとすべき。 	<p>現行公益法人の解散・設立は不要とし、行政庁の認定(又は認可)により公益社団・財団法人(又は一般社団・財団法人)に移行できるようにするなど、可能な限り手続を簡素化することについて法案上配慮しているところです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移行後の監督等は、内閣府が行うべき。 	<p>御意見のとおり、措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移行手続を簡略にすべき。 	<p>可能な限りの手続の簡素化に配慮しているところです。定款については、少なくとも名称や機関は、新法にならなければならないとあります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・定款変更は最小限の変更で済むようにすべき。 	<p>御意見のとおり、公益性が薄れた法人や公益性の認定を必要としない法人は、一般社団・財団法人として活動していくこととなります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益性がない公益法人は、非営利法人として活動すべき。 	<p>新制度における一般社団・財団法人及び公益社団・財団法人においては、民間会社と競合する事業を行うことを禁じていないことから、公益社団・財団法人への移行に当たりその部門を分割する必然性はありません。ただし、公益性の認定基準に適合するために、法人の判断により、営利企業競合部門を分離する等の措置を講じられることはありうると考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現行の公益法人を部門別に審査し、民間会社と競合する場合、その部門を営利法人として分割すべき。 	<p>御意見のとおり、措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定は、2 - 5の有識者からなる委員会等で諮ることとすべき。 	<p>御意見のとおり、措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益認定に対する異議申立を可能な制度とすべき。 	<p>御意見のとおり、措置しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特例民法法人の移行後の残余財産の規制については、持続的な活動を推進できる環境とすべき。 	<p>移行後も事業活動を円滑に継続できるよう配慮しています。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
3 - 5 特例民法法人から通常の社団等への移行	
<ul style="list-style-type: none"> ・一定額の判断には過去の補助金の有無を考慮すべき。 	<p>民法法人として保有していた財産については、最終的に公益のために適正に支出されることを担保する必要があるため、今般の財産規制を設けるものです。補助金のうちの未使用・未返戻分が法人の純資産に含まれているときは、その分は公益目的に使用すべき規制がかかることとなります。詳細な取扱いは今後検討し内閣府令で定めることとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・財産規制は構成員等への分配等の制限に限るべき。 	<p>今般の財産規制は、民法法人として保有していた財産について私益目的のために社員等の構成員や設立者に分配されてしまうことを防止することが一つの目的ですが、それを確実にするため、当該財産に相当する額が最終的に公益のために適正に支出されることを担保する必要があると考えて、規定しているものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・財産規制は、移行後の事業運営に支障を来さないよう規定すべき。 	<p>通常的一般社団・財団法人に移行する際には、最終的に民法法人として保有していた純資産に相当する額を公益目的のために支出しなければならないこととしていますが、これは保有する財産を一時に処分することを強制するものではなく、また、移行後の財産の使用について特段の制限を設けないことから、通常的一般社団・財団法人に移行した後の事業運営に支障を生じるものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・安定した経営を行うため、ある程度収益が見込める業務の実施とある程度余裕を持った内部留保が必要。 	<p>通常的一般社団・財団法人に移行した後は、内部留保に関する規制はありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・財産の取扱いについて、各法人の実情を勘案し、一律に措置するのではなく、監督する行政庁が柔軟に指導すべき。 	<p>今般の財産規制は、各法人の実情に応じて、規制の対象となる財産額について、自ら計画を策定し、公益のための支出や寄附を行っていくものであり、一律の内容の規制をするわけではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益性が認められて許可された公益法人については、正味財産に縛りを加えるべきでない。 	<p>今般の財産規制は、民法法人が通常的一般社団・財団法人に移行した後の正味財産の処分そのものについて規制するものではなく、移行時に保有していた正味財産に相当する額が公益目的のために支出等されていくことを担保しようとするものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・移行した場合の純資産の寄附等はおかしい。 	<p>通常的一般社団・財団法人に移行する際には、最終的に民法法人として保有していた純資産に相当する額を公益目的のために支出しなければならないこととしていますが、これは保有する純資産を一時に寄附することを強制するものではなく、また、移行前から行っていた公益事業を継続することについて何ら制約を設けるものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・財産規制について、期間を限定するか、発展的業務を柔軟に認めるべき。 	<p>今般の財産規制は、民法法人として保有していた財産について私益目的のために社員等の構成員や設立者に分配されてしまうことを防止することが一つの目的であることから、財産規制が課される一定の期間が経過することによって自動的に解除することはできません。また、本財産規制においては、各法人の実情に応じて、規制の対象となる財産額について、自ら計画を策定し、公益目的の支出や寄附を行っていくものであることから、当該計画に記載していなかった発展的業務の実施を許容するものであり、移行後に新たな業務を行うことについて何ら規制していません。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>・財産の使用規制は、法人の財産権の侵害であり、行うべきではない。</p>	<p>民法法人が解散した場合の残余財産は、現行民法の解釈・運用により類似の公益目的に用いられなければならないことになっています。今般の財産規制は、円滑な移行の観点から、実際の解散・設立を伴わずに通常の一般社団・財団法人に移行できるよう特例を設けるものですが、その際、公益的性格のあった財産が、移行後自由に関係者等に私的に分配されることがあっては不適切です。しかし、移行時に一時に相当財産を清算・譲渡・引渡しすることは、事業継承等に大きな支障となることから、移行時の純資産相当額を、複数年にわたり計画的に公益目的に支出していくという仕組みを設けることとしたものです。この仕組みは、各法人が、その実情に応じて、規制の対象となる財産額について自ら「公益目的支出計画」を策定し、自らの判断で公益目的の支出や寄附を行っていくものであることから、規制の目的に照らし不当に財産権を侵害するものではないと考えています。</p>
<p>・財産規制の内容を早期に明らかにすべき。</p>	<p>新制度の概要で示した考え方にに基づき、整備法案の第1章第4節第5款において財産規制の内容を明らかにしているところです。</p>
<p>・移行前に実施していた事業等に使用することを条件に、基本財産の全額保有を認め、その適切な運用の確保のために行政庁の監督を行うべき。</p>	<p>今般の財産規制は、通常の一般社団・財団法人に移行する際に保有していた財産を処分することを強制するものではなく、移行前と同様、保有することが可能です。また、この規制を適切に運用するために、行政庁が監督することとしています。</p>
<p>・移行する前に保有していた資産に対して監督を行う根拠は何か。</p>	<p>民法法人として保有していた財産については、公益目的に使われるべきであることから、行政庁は、財産規制を適切に運用するために必要な範囲内で移行法人を監督することとしています。</p>
<p>・寄附先の国、地方公共団体、公益認定法人等の範囲を明確にし、更に範囲を広げるべき。</p>	<p>寄附先は、公益法人認定法に基づく公益法人、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等としています。</p>
<p>・旧主務官庁を経由せず、直接行政庁に申請できるようすべき。</p>	<p>新制度の概要では旧主務官庁を経由して申請することとしていましたが、御意見を踏まえ、申請は、新たな行政庁に対し直接行う仕組みとしました。</p>
<p>・申請時に保有していた財産等の帰属先として、同種の目的を持つ公益法人等の他の公益非営利法人も含めるべき。</p>	<p>申請時に保有していた財産等を当該法人が移行前に実施していた事業(付随的な収益事業を除く。)等を使用するほか、寄附する場合の寄附先は、これらの財産等が公益目的に確実に使用される国、地方公共団体、公益法人認定法に基づく公益法人等としています。</p>
<p>・規制に反して財産を処分したことの発見と、規制に従わなかった場合どのような処理は行うのか。</p>	<p>行政庁は、通常の一般社団・財団法人に移行した元民法法人から、毎事業年度終了後、今般の財産規制に係る計画の実施状況の報告を受けることとしており、当該法人の計画の実施状況、財産の状況を把握できるようにしています。通常の一般社団・財団法人に移行した元民法法人が正当な理由なく当該計画に基づく支出をしない場合、財産が著しく減少し、将来の当該計画の実施に支障が生ずるおそれがある場合等には、行政庁は当該法人に対し報告を求め、又は立入検査をすることができ、これに基づき改善勧告、改善命令等を行うこととしています。</p>
<p>・移行の手続を簡略にすべき。</p>	<p>例えば、一般社団・財団法人法に適合するための定款変更については、移行の申請を行う場合は、旧主務官庁の認可を要しないこととするなど、法人の負担を配慮し、必要最小限の手続で移行が可能となるようにしています。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<p>・純資産中、収益事業を除く従来事業に使用する財産の区分基準を設けるべき。</p>	<p>民法法人として保有していた財産については、私益のために社員等の構成員や設立者に帰属させることを防止するとともに、民法法人として保有していた財産に相当する額が最終的に公益目的のために適正に支出されることを担保すればよいことから、通常の一般社団・財団法人への移行時に保有している財産について特段の区分を設ける必要はないと考えています。</p>
<p>・財団形態の法人においても基金制度を設けるべき。</p>	<p>社団の場合、設立に一定額の財産を必要としないことから、その財産的基礎を充実させるための選択肢の一つとして基金制度が必要と考えますが、財団の場合、設立時及び存続中に一定額の財産を必要とすることから、基金制度は不要と考えます。</p>
<p>3 - 6 特例民法法人の合併</p>	
<p>・その他の公益法人等やNPO法人と合併できる規定を設けるべき。</p>	<p>法制度としての合併制度を設けるためには、基本的に同種同等の法人間でなければなりません。このため、一般社団・財団法人においても、NPO法人等との合併制度を認めていません。移行期間中の特例民法法人同士の合併は、現行民法法人間では合併制度が設けられていないところを、公益社団・財団法人又は一般社団・財団法人へ円滑に移行するための特例措置として設けるものであること、特例民法法人とNPO法人等も大きく異なる法人類型であることから、特例民法法人以外の法人との合併制度を設けることは困難です。</p>
<p>3 - 7 中間法人の新制度への移行</p>	
<p>・中間法人はできるだけ簡易な手続きで新制度に移行できるようにすべきである。</p>	<p>有限責任中間法人は施行日に一般社団法人として存続するものとし、無限責任中間法人は施行日後1年以内に定款の変更、債権者保護手続を経て一般社団法人に移行できるものとしています。</p>
<p>・中間法人のうち、とりわけ無限責任中間法人が不利にならない取扱いを講じるべき。</p>	<p>一般社団法人に移行しても財産保有規制は課せられないので、従来に比べて不利になるものではないと考えます。なお、有限責任の法人制度に移行する以上、債権者保護手続は不可避です。</p>
<p>・中間法人制度を新法に包摂する以上は当然というべきである。</p>	<p>御意見のとおりと考えます。</p>
<p>・現行の有限責任中間法人でも公益法人として形式が整っていれば、認定非営利法人になれるようにしたい。</p>	<p>現行の有限責任中間法人が一般社団法人に移行した後、公益性の認定を受ければ、公益社団法人となることは可能です。</p>
<p>・非営利法人制度規定の中に非公益・非営利法人の中間法人を組み入れることには無理があると考えます。</p>	<p>中間法人制度は公益性を成立要件としない制度ですが、公益活動を行うことも可能です。一般社団法人制度は、その行う事業の公益性の有無にかかわらず非営利の社団法人の制度であり、中間法人制度はこれに包含される関係に立つので、廃止することとしました。</p>
<p>・名称変更に伴う金銭的な負担が生じないよう、特例中間法人制度の創設による経過措置が必要である。</p>	<p>名称の変更は、施行日に強制されるのではなく、施行後最初に招集される社員総会の終結時までの猶予期間を設ける旨の経過措置を置いています。</p>
<p>・新制度に移行する場合には、社団形態と財団形態を選択できるよう所要の規定を設けることが必要である。</p>	<p>中間法人制度は、社団形態の法人であるため、一般社団法人に移行するものとしています。</p>
<p>・もともと、公益性のある非営利法人である公益法人と公益性もなく完全な非営利法人でもない中間法人を一緒にして一般的な非営利法人法を創設するところに問題がある。出来ることなら、中間法人法はこのまま存続すべき。</p>	<p>今般の公益法人制度改革関連法案は、法人格の取得と公益性の判断を分離するという基本方針に立脚するものであり、準則主義によって設立された一般社団・財団法人について、別途その公益性を認定する仕組みを構築するものです。したがって、中間法人法を存続させることは法制上困難です。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
3 - 8 その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・罰則の条項を明記すべき。 	<p>罰則については、旧民法法人及び旧中間法人それぞれについて条項として明記するほか、整備法全体としても包括的な経過措置規定を置くこととしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現行公益法人を公益認定法人と一般の非営利法人へ分割したり、一部事業の営利法人化や譲渡を可能にする制度を設けるべき。 	<p>異なる組織への分割及び一部事業の営利法人化については、適切な財産処分規制の在り方等、解決が困難な法的問題を有する一方で、簡略化できる手続がそれほどないこと、営利法人化するための資産を要することに何ら変わりがないこと等から、そうした措置は設けないこととしました。また、一部事業の譲渡については、現在、移行期間中、移行後のいずれにおいても実施可能です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現行公益法人の移行においても、社員・理事・監事に損害賠償責任についての規定を設けるべき。また、社員による告発、行政庁による告発などの規定を設けるべき。 	<p>社員・理事・監事に関する損害賠償責任については、なお従前どおり民法の一般的な不法行為責任等によることとしています。なお、従来より社員や主務官庁による告発等が禁じられているわけではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・特別法法人への移行の法整備をすべき。 	<p>特別法に基づく公益的な法人は、民法法人とは異なる許認可の基準、監督等が適用される法人であり、その多くは当該制度の新設時に時限的に民法法人からの移行措置が設けられたものです。今般の制度改革は特別法に基づく公益的な法人制度の実質的な改正を伴うものではないことから、それらの法人制度への移行措置は設けないこととしたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・営利法人に転換できる選択肢についても法に明記すべき。 	<p>営利法人への移行措置については、従前の社員と新株主との関係や営利法人への転換後における公益目的の財産処分制限の在り方等法制上解決困難な問題を有していること、営利法人への法律上の組織変更等の制度を設けなくとも、事業内容について制限がない一般社団・財団法人に移行することで足りると考えられることから、特段の移行措置を設けないこととしたものです。</p>
4. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体を通して「民間公益活動」の発展を本気で促進しようとする強い意思が読み取れない。今一度、抜本的な見直しが必要と考える。 	<p>「官から民へ」の流れの中で、民間非営利部門は、行政や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを柔軟に提供することができる存在として、我が国社会経済システムにおいて果たすべき役割はますます重要となっています。しかしながら、その代表的な担い手である公益法人については、明治29年の民法制定以来、制度の抜本的な見直しは行われておらず、主務官庁の許可主義の下、法人の設立が簡便でないこと、公益性の判断基準が不明確であること、営利法人類似の法人が存続していることなど様々な批判がなされています。今般の改革は、このような諸問題に適切に対処するとともに、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、登記により簡便に法人を設立できるようにするとともに、主務官庁の許可制を廃止し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき公益性を判断することとする仕組みを創設するものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革は、視点を「不良公益法人退治」に置くのではなく、市民による自由で多種多様な公益活動を支援・推進し、官民が力を合わせ役割を補い合って新しい市民社会を構築していくことに力点を置くべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革の大きな柱である「主務官庁制の見直し」の考え方にに基づき、法案の中では主務官庁の関与は原則として排除すべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・官公署や公社公団のファミリー企業への多額の補助金、天下りの根絶という、本来の公益法人制度改革の目的を全うできる制度を構築するべきである。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益性のある非営利法人は、自己評価を実施し、それを公表することによって寄附者との距離を縮める努力が必要。行政コストの観点からも、将来的には公益法人の自己評価を制度化してはどうか。 	<p>制度の実施状況等を見ながら検討していきたいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・制度改定にあたっては、政・府令の策定の際にはパブリック・コメントの実施やモデル定款を示す等特段の配慮をお願いしたい。 	<p>政令・府令制定の手続については今後検討してまいります。基本的に民間有識者からなる委員会に諮問することとしています。</p>

御意見等の概要	御意見等に対する考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・全体的に会社法に準拠しており、非営利法人法としての基本的な考え方が示されていない。 	<p>一般社団・財団法人は、会社と同様、登記のみで設立され、監督官庁もないことから、その適正な運営の確保と制度の濫用防止のためには、ある程度詳細な規律を法律に定める必要があり、会社法と類似する規定ぶりになることはやむを得ないと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・もっと社会に開かれた制度にしていくことが望ましい。委員会の構成も公募も含め、ぜひ生きた委員会にしてほしい。行政の役割も監督中心から支援中心へと移行できないか。 	<p>開かれた委員会の運営、公益社団・財団法人に関するデータベースの整備等民間公益活動を促進するための施策を検討してまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各法人の更なる情報公開の義務付けと、中立性確保のため行政庁・第三者機関も情報公開を行うべき。 	<p>御指摘のとおり、ディスクロージャーは、民間による公益活動の健全な発展に欠かせない重要な要素であると考えます。このため、公益社団・財団法人の財産目録等の閲覧、行政庁による公開・情報提供等の規定を設けています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大きな制度改正にもかかわらず、意見募集の期間が短い。募集期間の延長をすべき。 	<p>法案提出までの限られた期間の中で、その結果を立案作業に反映させることができるよう意見募集を行うためには、今回のような方法・期間で行わざるを得なかったことを御理解いただきたいと思います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・法案もしくは要綱の段階で、意見募集を再度行うべき。その募集期間ももっと長くすべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・民法制定以来の大改革であり、社会的影響が大きい。法律見直し規定を設けるべき。 	<p>一般社団・財団法人法案、公益法人認定法案には、見直し条項が設けられています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新制度関連の行政庁の業務のうち、民間に委ねられるもの(調査研究、研修、啓発活動等)は民間の非営利法人を活用すべき。 	<p>簡素で効率的な政府を目指していく中で、新制度関連業務についても、民間に委ねられるものは委ねるという方向で検討していく必要があると考えます。</p>

(注)「御意見等に関する考え方」においては、

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案」は「一般社団・財団法人法案」

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案」は「公益法人認定法案」

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」は「整備法案」と表記しています。